

(2) 代表者 青木敏雄
資本金 一百萬圓

企業系統 染色、主に染錆(一)

ナシ

(6) (8) (4) (3) (2)
事業業者 計一六三名
使用勞働者
勞働者側
四一四一、六二二、計一六三名

(1) 争議參加者 男一〇〇名 女一五名 計一一五名

勞働組合 加盟者數

右全員

(3) (2) 加盟勞働組合 関東合同勞働組合本部第一支部

發生ノ時 四月十七日

發生原因

隣接ノ日本醸酸、日本新染布工場等、比較ニ待遇者異ナリトシ
本月十七日別記要求事項ヲ提出セリ・固ル

一経過

前項要求書ヲ受理セル工場主側、於テ八月下場議中ナレ、要求
事項中之八割認ヌルモノ及ビ、拒絶スル模様ニシテ組合側
ハ代表鷲谷忠典、伊藤徳次、下二熊度ヲ次スヘノ同下平素通、從
事中

右及中(通)報候也

要求事項

嘆願書トシテ右ノ事項ヲ要求ス

(一) 食事ヲ改善セラレタシ

往來箱詰並書ラニシテ脚踏制ニラレタキコト

(二) 定期年給ヲ実行セラレタシ

就業規定ガ三十六条依シ定期年給ヲ昭和五年十一月財界不況、故
以テ停止セシラ復旧シ往來箱並給セシムラレタシ